

災害時における江戸川区と埴町との相互応援に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と埴町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲又は乙の区域において、地震、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲又は乙が相手方に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相手方に対し次に掲げる応援（以下「応援」という。）の要請をすることができる。

（1）救援活動及び災害復興のための職員の派遣

（2）被災住民の受入れ

（3）食糧、生活物資等の救援物資の提供

（4）前各号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による応援の要請（以下「応援要請」という。）をする場合は、併せて次に掲げる事項を相手方に通知するものとする。

（1）救援物資の品名、数量、搬入場所等

（2）前条第2号に規定する職員の職種、人数、期間等

（3）被災住民の人数、健康状態等

（4）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の通知は、原則として応援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（責務）

第4条 甲及び乙は、応援要請があった場合は、可能な範囲において最大限これに応えるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 救援物資の提供及び被災住民の受入れのための施設の提供に要した経費は、応援要請をした団体（以下「応援要請団体」という。）の負担とする。

2 前項に規定する経費を除くほか、応援に要した経費の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の一時繰替支弁）

第6条 応援要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）は、応援要請団体が前条の規定により負担すべき経費についてこれを支弁することが困難であるとしてその一時的な支弁を要請してきたときは、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

（自主応援）

第7条 甲又は乙は、災害が大規模で、通信の途絶等により相手方が、必要な応援要請をすることができないと認めるときは、独自の判断に基づいて必要な措置を講ずることができる。

（損害補償等）

第8条 第3条第2号の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、救援活動又は災害復興等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として、応援要請団体が行うものとする。

2 前項に規定する職員が、応援活動に従事したため、他人又は他人の建物その他工作物等に損害を与えた場合は、原則として、応援要請団体がその責任と負担において対応するものとする。

（体制整備）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく応援を円滑に行うため、防災訓練等を通じて必要な体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第10条 応援を行った甲又は乙の長は、応援活動終了後、速やかに応援を受けた乙又は甲の長に、応援活動の実施状況を報告するものとする。

（平常時の措置）

第11条 甲及び乙は、協定による応援が円滑に行われるよう、毎年一定の時期に、地域防災計画その他災害に関する情報、資料等を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、令和5年12月18日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は2通作成し、甲と乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年12月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
江戸川区長 齊藤 猛

乙 福島県東白川郡埴町大字埴字大町三丁目21番地
埴町
埴町長 宮田 秀利